

平成 2 3 年度第 1 回丹波市入札監視委員会議事概要

開催日及び場所		平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日（金） 丹波市氷上保健センター 2 階会議室	
出席者	委員	石原 俊彦 （関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授） 大西 裕 （神戸大学大学院法学研究科教授） 古賀 徹 （弁護士） 安藤 幹根 （公認会計士）	
	事務局	永井副市長 久下財務部長 中野事業監理課長 畑監理係長 井上主幹	
内容	1 市長あいさつ	永井副市長あいさつ	
	2 委嘱書の交付	永井副市長から各委員に委嘱書を交付	
	3 委員紹介		
	4 事務局紹介		
	5 議事		
	（ 1 ）委員長選出	事務局提案により石原俊彦委員を選出	
	（ 2 ）委員長職務代理者指名	委員長より大西裕委員を指名	
	（ 3 ）委員会の運営について	事務局より、委員会設置の経緯、目的等を説明。 今後の運営については、丹波市入札監視委員会運営要領を新たに制定し、それにより運営する。 運営要領（案）を審議。 委員会は原則毎年度 2 回開催する。 案件の抽出は、委員氏名の 5 0 音順に各委員が持ち回りで行う。 次回は安藤委員が行う。	
	（ 4 ）丹波市の入札・契約制度について	事務局より、現状の入札・契約制度、年度別入札制度改正状況、地方公共団体の入札・契約制度全般について説明。	
	（ 5 ）平成 2 2 年度丹波市の入札・契約状況	事務局より、平成 2 2 年度の入札件数、契約件数、契約金額等を建設工事・業務委託・物品購入の種別毎に状況を説明。	
	（ 6 ）その他	第 2 回丹波市入札監視委員会を 1 2 月又は平成 2 4 年 1 月に開催する。	
委員からの質問・意見 それに対する回答等		質問・意見	回答
		別紙の通り	別紙の通り

別紙

質問・意見	回答
1 年度毎2回の開催で、次回の会議ではいつからいつまでの案件を取り扱うのか。その期間に何件あるのか。	1 次回の委員会では平成23年4月から9月の契約から審議する。 建設工事約100件、業務委託約100件、物品購入約20件の中から発注方式別に10件以内を抽出する。
2 抽出方法について、運営要領では無作為とあるが、落札率等気になるものを選ぶのであれば何らかの基準を持って選ぶということになり無作為とはいわないのではないのか。	2 無作為という表現でいいのかは疑問に思うが、行政用語としてとった場合、特定の1者に注視して抽出すれば作為的になるが、落札率の高低などで抽出するのであれば無作為になるのではと考えており、他市等でも使われている。しかし、質疑の趣旨も理解できるので運営要領から削除する。
3 再苦情の処理については、委員会で審議し市長に具申し、最終処分については、市長が行うということでのいいのか。また、市側と委員会の意見が異なった場合はどうなるのか。	3 処分ではなく、苦情に対して回答することになる。指名停止・工事成績等について一時処理で納得いかず、再苦情の申し出があった場合、委員会で審議し結果を市長に報告し市長が回答することになる。市側の処理と委員会の結果と異なった場合、最終的には市側が判断するが委員会の報告を重視していく。
4 入札は2回までとし、随意契約はしないとしているが、後はどうするのか。また、応札された業者が1者の場合はどうなるのか。	4 落札者が無かった場合は、設計変更・業者の見直し等を行い再入札する。 応札者が1者の場合の取扱は、指名競争入札では、2者を下回った場合は入札を中止する。制限付一般競争入札の場合は、参加者・応札者が何者いるかわからないため競争性はたらくと判断し有効としている。会場に集まって行う紙入札の場合、1者の場合は競争性はたらくにくいいため中止することとし、入札公告文中にその旨を記載している。
5 事後審査型を採用しているが、落札候補者が落札者とならないことはあるのか。	5 審査の結果、不適格になった事例はある。その場合は、次順位の者を審査する。
6 総合評価落札方式について、市としては今後拡充の方向なのか。	6 国等からは件数を増やすよう指導されているが、事務的にかなり煩雑であり学識経験者の意見聴収等手続きに時間がかかるため、件数を増やすことが出来ていないのが現状である。